



育児休業明け入所予約制度(令和3年度・後期)



の受け付けが始まります

0歳児クラスの入所予約を行います。
通常の入所とは別に申し込みが必要です。
詳細は区HPをご覧ください。



▶対象 次の全てに該当する方

- ①お子さんが令和2年10月2日～3年4月1日生まれ
- ②申し込み時、お子さんと保護者ともに区内に住民登録がある
- ③保護者が産後休暇からお子さんの1歳の誕生日前日まで、継続して育児休業を取得している
- ④育児休業給付金の受給資格(予定を含む)がある
- ⑤お子さんが1歳になる月(パパ・ママ育休プラス制度利用の場合、1歳2か月まで)に入所を希望する
- ⑥入所月の月末までに育児休業から復帰可能

▶定員 次の園で抽選で各1名

大森西、山王、馬込、わかば、田園調布二丁目、千鳥、雪谷、浜竹、萩中(2歳児クラスまでの在園)、志茂田、東蒲田、本蒲田

▶申込方法 4月1～19日に問合先へ次の必要書類(区HPから出力可)を書留郵便で郵送(必着)

- 就労証明書(※1)
- 育児休業明け保育所入所予約申込書兼同意書
- 単身赴任を証明できる書類(※2)

※1 申し込み日からさかのぼって3か月以内に発行されたもののみ有効。別手続きで提出済みの場合は省略可
※2 単身赴任により区内に住民登録がない方のみ必要

▶問合先

保育サービス課保育利用支援担当
(〒144-8621大田区役所)

☎5744-1280 FAX5744-1715



詳細はコチラ

交通事故をなくしましょう



区内の交通事故状況

昨年は交通事故の件数は減少しましたが、死亡者数は前年比2倍に増えました。また、事故発生件数のうち高齢者・自転車に関与する事故が多く、事故関与率は高齢者が31.5%、自転車が47.1%となっています。

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	死傷者計
平成31年1月～令和元年12月末	1,332件	7名	59名	1,420名	1,486名
令和2年1月～12月末	1,259件	14名	56名	1,317名	1,387名
前年同期比	-73件	+7名	-3名	-103名	-99名

事故を起こさない・事故に遭わないために

◆自動車に乗るとき

出会い頭の事故が増えています。細い街路では十分に減速し、交差点では一時停止しましょう。

◆自転車に乗るとき

- 「自転車安全利用五則」**を守りましょう。
- 傘差しやスマートフォンなどを使用しながら自転車を運転する「ながら運転」は、区条例で禁止されています。絶対に行わないでください。
- 特に電動アシスト自転車はスピードが出やすいため、やむを得ず歩道を走る場合は意識的に徐行しましょう。
- 自転車保険への加入は都条例で義務付けられています。必ず加入しましょう。

自転車安全利用五則

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行(右側通行は禁止)
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間のライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
- ⑤子どもはヘルメットを着用

◆歩くとき

歩きながらスマートフォンを使用する「ながらスマホ」は、視界が極端に狭くなるため危険です。歩行者もマナーを守りましょう!

もし交通事故に遭ってしまったら

大田交通事故相談所(池上3-27-6 ☎3755-6596)で弁護士や相談員が相談をお受けします(午前8時30分～午後4時。土曜、祝日、年末年始を除く)。

▶問合先 都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画担当 ☎5744-1315 FAX5744-1527

人権問題への理解を深めましょう

障がいのある方の自立と社会参加を進めるために

障がいの有無にかかわらず、誰もが希望や能力に応じた職業に就き、社会の一員として自立した生活を送ることができる社会が求められています。しかし、障がいのある方が就職や仕事の場面で不利な扱いを受ける、アパートの入居を断られる、車椅子でタクシーへ乗車することを拒否されるなどのできごとが、実際に私たちの身の回りで見られています。

令和3年3月1日から、障がいのある方の法定雇用率が引き上げられます。国、地方公共団体などは2.6%、都道府県などの教育委員会は2.5%、民間企業は2.3%に、それぞれ0.1%引き上げられます。また、障がいのある方を雇用する義務がある民間企業の企業規模が、従業員45.5人以上から43.5人以上に広がります。

このように、誰もが公平・公正に就職の機会があり、住みよい社会づくりを進めていくためには、障がいの有無にかかわらず互いに人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現が必要です。私たち一人ひとりが、障がいのある方に対して十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められているのです。

ハローワーク大森では、障がいのある方の雇用・仕事に関するお問い合わせを受け付けています。

- 法定雇用率に関すること ☎5493-8713
- 仕事に関する情報、就職の相談 ☎5493-8794

▶問合先 人権・男女平等推進課人権・同和対策担当
☎5744-1148 FAX5744-1556

おおた区報11日号・21日号をお届けします

11日号・21日号は、新聞折込か区内駅広報スタンド、区施設、公衆浴場、セブンイレブンで配布していますが、要件を満たす方にはご自宅へお届けします。

配送要件

次の全てに該当する方

- ①区内在住
- ②新聞を定期購読していない
- ③外出が困難である
- ④インターネットなどで区報を閲覧できない

注意事項

- 原則として区報発行日の翌々日までにお届けしますが、天候などにより遅れる場合があります。
- お届けする区報は、1世帯につき1部です。
- 配送要件に該当しなくなったときは、問合先へお早めにお知らせください。
- 宛先不明などによりお届けできない場合は、配送サービスを中止させていただきます場合があります。

▶申込方法 問合先へ電話かはがきかFAX(「区報配送申込」、〒住所、氏名、電話番号を明記)。受け付け月の翌々月から配送します

▶問合先 広聴広報課広報担当(〒144-8621大田区役所)
☎5744-1132 FAX5744-1503

